

農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱

第 1 趣旨

知事は、災害により被害を受けた農林水産業者の経営の安定を図るため、被災農林水産業者に農林水産業災害対策資金（以下「災害資金」という。）を貸し付ける融資機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

1 この要綱において「災害」とは、次のいずれかをいう。

(1) 暴風雨、豪雨、地震、津波、噴火、降雪、降霜、干ばつ、赤潮又は火災等により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する静岡県災害対策本部、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条に規定する静岡県地震災害警戒本部、経済産業部災害対策推進要領（平成14年3月27日付け農企第67号農林水産部長通知）第4の2に規定する災害対策部が設置されたものその他特に知事が認めたもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ）

2 この要綱において「被災農林水産業者」とは、次のいずれかの要件を満たす者をいう。

(1) 1の(1)の災害により被害を受けた農林水産業者で、被災後1月間の農林水産業による総収入額（以下「農業等収入額」という。）が、被災前5年間の各年の被災後1月間に相当する期間における農業等収入額について、最大及び最小の年を除いた各年の農業等収入額の合計額を3で除して得た額と比較して10パーセント以上減少した者又は農林水産業に係る被害額が20万円以上の者。

(2) 1の(2)の災害により被害を受けた農林水産業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農林水産業者で、その影響を融資機関において確認できた者。

3 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(2) 静岡県信用農業協同組合連合会

(3) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第1項第2号の事業を行う木材協同組合

(5) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合

(6) 静岡県信用漁業協同組合連合会

(7) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合

(8) 農林中央金庫

第 3 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 貸付対象者及び貸付金の限度額は、別表のとおりとすること。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 貸付利率は、年7.5パーセント以内で、知事が別に定める利率以内とすること。

(3) 償還期限及び据置期間は、別表のとおりとすること。

(4) 償還方法は、元本均等年賦償還とすること。

第 4 利子補給

知事は、融資機関との契約により、当該融資機関が被災農林水産業者に貸し付けた災害資金につき、利子補給金を交付するものとする。

第 5 利子補給率

年4.5パーセント以内で、知事が別に定める率とする。

第 6 利子補給金の額

第4の規定により交付する利子補給金の額は、利子補給の承認の年度ごとに区分し、1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（延滞額を除き、計算期間中の毎日の最高残高の総和を年間の日数で除して得た金額をいう。）に第5に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

第 7 利子補給の承認の申請

融資機関は、被災農林水産業者に対して貸し付ける災害資金について、利子補給を受けようとするときは、次のとおりとする。

- (1) 第 2 の 1 の (1) に掲げる災害については、様式第 1 号による利子補給承認申請書に農林水産業災害対策資金貸付要領（平成元年10月17日付け農政第424号農業水産部長・農地森林部長通知）（以下「要領」という。）に定める借入申込書の写し、借入調書、被災証明書及び決算書（個人の場合は不要）を添えて知事に提出しなければならない。
- (2) 第 2 の 1 の (2) に掲げる災害については、様式第 1 号による利子補給承認申請書に要領に定める借入申込書、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表の写しを添えて知事に提出しなければならない。

第 8 利子補給の承認等

- (1) 知事は、第 7 の規定による利子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該災害資金についての利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を当該融資機関に通知するものとする。
- (2) 知事は、(1) の規定により利子補給の承認を決定するに当たっては、必要な条件を付けることができるものとする。

第 9 災害資金の貸付け及び償還の報告

融資機関は、第 8 の (1) の規定による利子補給の承認を受けた災害資金を当該被災農林水産業者に対し貸し付けたとき、又は当該被災農林水産業者から当該貸付金の繰上償還があったときは、速やかに様式第 2 号による貸付実行報告書又は様式第 3 号による繰上償還報告書を知事に提出しなければならない。

第10 交付の申請

- (1) 提出書類 各 1 部
 - ア 交付申請書（様式第 4 号）
 - イ 利子補給額計算書（様式第 5 号）
- (2) 提出期限
上期分の利子補給金に係るものについては 7 月10日まで、下期分の利子補給金に係るものについては翌年の 1 月10日まで

第11 請求の手續

- (1) 提出書類 1 部
請求書（様式第 6 号）
- (2) 提出期限
利子補給金交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第12 報告及び調査等

知事は、災害資金の貸付けが適正に行われているかどうかを知るために必要があるときは、災害資金を貸し付けた融資機関及び当該資金の貸付けを受けた被災農林水産業者から報告を徴し、又は職員をしてそれらの者の帳簿書類その他必要な物件を調査させることができるものとし、それらの者は、これに協力しなければならない。

第13 利子補給の打ち切り等

- (1) 知事は、災害資金の貸付けを受けた被災農林水産業者がその借入金を借入れの目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切ることができるものとする。
- (2) 知事は、融資機関がこの要綱又はこの要綱の規定に基づく契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年度分の利子補給金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年11月19日から適用する。
- 2 平成 3 年11月19日前に利子補給の承認をした農林水産業災害対策資金については、改正後の要綱第 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年12月20日から適用する。

- 2 平成 3 年12月20日前に貸し付けられた農林水産業災害対策資金については、改正後の要綱第 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 3 月13日から適用する。
- 2 平成 4 年 3 月13日前に貸し付けられた農林水産業災害対策資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 5 年 3 月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 7 月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 2 月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年12月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月15日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 8 年11月12日から施行し、改正後の農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 8 年 9 月20日から適用する。
- 2 平成 8 年 9 月20日前に貸し付けられた農林水産業災害対策資金については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 9 年 3 月18日から施行し、改正後の農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 9 年 2 月 7 日から適用する。
- 2 平成 9 年 2 月 7 日前に貸し付けられた農林水産業災害対策資金については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 9 年 5 月19日から施行し、改正後の農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 9 年 3 月28日から適用する。
- 2 平成 9 年 3 月28日前に貸し付けられた農林水産業災害対策資金については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 9 年 6 月10日から施行し、改正後の農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 9 年 4 月 1 日前に利子補給の承認をした農林水産業災害対策資金については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 9 年 6 月27日から施行し、改正後の農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 9 年 4 月23日から適用する。
- 2 平成 9 年 4 月23日前に利子補給の承認をした農林水産業災害対策資金については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の際、従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。

別表 (第3関係) 貸付対象者、限度額、償還期限及び据置期間

資金の種類	貸付対象者	貸付金の限度額	償還期限 (うち据置期間)
農林水産業の 経営安定のため の運転資金	個人	1,000万円以内	5年以内 (1年以内)
	法人	2,000万円以内	5年以内 (1年以内)
生活維持に必 要な資金	個人	300万円以内	5年以内 (1年以内)